

# フロー・ストック指標の対象範囲について

## 現行指標の対象範囲

## 指標の対象範囲(検討試案)

実質収支(赤字)比率

対象外会計

(不良債務(会計別))

実質収支(赤字)比率

新たなフロー指標

会計別指標

実質公債費比率

ストック指標(仮称)

### 普通会計

#### 一般会計

#### 特別会計(公営事業会計を除く)

・公債管理特別会計 等

### 公営事業会計

- 収益事業
- 公立大学附属病院事業
- 地財法上の公営企業以外の事業かつ地公企法の非適用事業
  - ・法非適介護サービス事業 等

- 国民健康保険事業、老人医療事業、介護保険事業、農業共済事業、交通災害共済事業

### 公営企業会計

- 地財法上の公営企業(§6) かつ地公企法の非適用事業
  - ・法非適用の下水道事業、簡易水道事業、観光施設事業、宅地造成事業 等

### 地方公営企業法

- 地公企法の任意適用事業(§2③)

- 地公企法の一部適用事業(§2②) ・病院事業
- 地公企法の当然適用事業(§2①)
  - ・水道事業、交通事業など7事業

### 一部事務組合等

- 公営事業以外の事業を実施 ・消防組合 ・環境組合 等
- 公営事業を実施 ・病院組合 等

### 地方独立行政法人

- 公営事業型以外 ・公立大学法人 等
- 公営事業型 ・病院 等

### 地方三公社

- 土地開発公社
- 地方道路公社
- 地方住宅供給公社

### 第三セクター

- 民法法人
- 商法法人

## 主要な指標について

### 1. 実質収支（赤字）比率

$$\text{実質収支（赤字）比率} = \frac{\text{実質収支（形式収支－翌年度に繰り越すべき財源）}}{\text{標準財政規模（標準税収入等＋普通交付税）}}$$

実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額（形式収支）から、翌年度への繰越し財源（継続費の過次繰越 [執行残額]、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源）を差し引いたもの。実質収支赤字には、決算年度のみならず、過去の赤字要素も含みうるが、当該団体は「収支均衡の原則」の下、できる限り速やかに赤字を解消することが求められる。

### 2. 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{元利償還金} \\ \text{（繰上償還等を除く）} \end{array} + \text{準元利償還金} - \left( \begin{array}{l} \text{特定財源} \\ \text{+ 基準財政需要額に算入} \\ \text{された元利償還金等} \end{array} \right)}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} \\ \text{（標準税収入等＋普通交付税）} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基準財政需要額に算入} \\ \text{された元利償還金等} \end{array}}$$

地方債協議制度において、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置を講ずることとされている。実質公債費比率は、この「元利償還費」を測る水準として、標準的一般財源の規模に対する実質的な公債費相当額の割合を測る指標として、従来の起債制限比率に厳格化、透明化の観点から一定の見直しを行い、新たに導入したもの。

なお、主な見直しのポイントは以下のとおり。

- 公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出しの算入
- PFI や一部事務組合の公債費への負担金等の公債費類似経費を原則算入
- 満期一括償還方式の地方債に係る減債基金積立額の比率への反映ルールの一統
- 満期一括償還方式の地方債に係る減債基金積立不足額の比率への反映

### 3. ストック指標の検討例

(「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」(平成17年3月))

<財政規模に対する将来負担の大きさを表す指標>

$$\text{①将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能資産額}}{\text{標準財政規模}}$$

<財政余力に対する将来負担の大きさを表す指標>

$$\text{②将来負担返済年数} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能資産額}}{\text{(経常一般財源等} - \text{(経常経費充当一般財源} - \text{公債費元金部分のうち経常一般財源充当部分))}}$$

<財政余力に対する将来負担の年度当たり返済見込額の大きさを表す指標>

$$\text{③単年度財政余力比率} = \frac{\text{(将来負担額} - \text{充当可能資産額)} \div \text{平均残存年数}}{\text{(経常一般財源等} - \text{(経常経費充当一般財源} - \text{公債費元金部分のうち経常一般財源充当部分))}}$$

②③の経常一般財源等＝経常一般財源＋減税補てん債＋臨時財政対策債

## 新しい地方財政再生制度研究会の経緯について

H18. 12. 8

### 1. 発足の経緯

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）において「再建法制等も適切に見直す」とされており、地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書（平成18年7月3日）で提示したいわゆる「再生型破綻法制度」の考え方を踏まえ、新しい再生制度の法制化に向けた具体的な枠組みを検討するため、平成18年8月31日に標記研究会を発足した。

### 2. 日程・主な検討内容

第1回	8月31日（木）	・現行制度の現状と課題 ・今後の議論の進め方
第2回	9月12日（火）	・早期是正段階と再生段階のイメージ ・指標の考え方
第3回	9月15日（金）	・早期是正と再生のスキーム ・「方向性の提示」（骨子）
第4回	9月25日（月）	・「方向性の提示」の取りまとめ
「新しい地方財政再生制度に向けて（方向性の提示）」の取りまとめ、公表		
第5回	10月23日（月）	・早期是正段階と再生段階の具体化に向けた論点
第6回	10月27日（金）	・指標の捉える範囲 ・健全化、再生計画の実効性の確保
第7回	11月13日（月）	・債務調整に関する有識者ヒアリング①
第8回	11月17日（金）	・債務調整に関する有識者ヒアリング②
第9回	11月22日（水）	・指標の捉え方 ・債務調整を制度化する場合の課題等
第10回	11月27日（月）	・公営企業の経営健全化 ・早期是正と再生の基準、目標
第11回	12月 8日（金）	・「新しい地方財政再生制度の整備について」の取りまとめ
「新しい地方財政再生制度の整備について」の取りまとめ、公表		

# 新しい地方財政再生制度研究会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

- あかはね 赤羽 たかし 貴 アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
パートナー弁護士
  
- こばやかわ 小早川 みつお 光郎 東京大学大学院法学政治学研究科教授
  
- しらかわ 白川 いちろう 一郎 追手門学院大学経済学部教授
  
- みやわき 宮脇 あつし 淳 北海道大学公共政策大学院院長 (座長)
  
- もりた 森田 あきら 朗 東京大学公共政策大学院院長